多治見市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和７年９月３０日（火）岐阜県発表資料			
所　属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
東濃県事務所	環境課	下野	代表 0572-23-1111（内線 212） ＦＡＸ 0572-25-0079

多治見市小田町（おだまち）地内における土壌汚染について（第２報）

多治見市小田町地内における土壌汚染については、第１報を令和７年８月２６日（火）にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、調査対象範囲内にある井戸３０本の水質検査を実施したところ、１本から地下水環境基準を超過するヒ素が検出されましたのでお知らせします。

地下水の汚染原因は現在のところ不明ですが、追加の地下水調査を実施します。

１　周辺井戸水の検査結果

［ 採　水　日 ］　令和７年９月３日（水）～１０日（水）
［ 結果確認日 ］　令和７年９月３０日（火）
［ 分 析 機 関 ］　県保健環境研究所

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	検査結果 （mg/L）	地下水環境基準 （mg/L）	基準 超過倍率
ヒ素	３０	1	0.005 未満 ～ 0.012	0.01 以下	1.2 倍

２　井戸の利用状況調査結果

検査を行った井戸は、いずれも飲用利用されていませんでした。

３　今後の対応

（１）地下水調査結果について

今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。

（２）地下水調査について

要綱に基づき、多治見市と連携して、新たに地下水環境基準の超過が確認された井戸から調査済みの地域を除く半径３００ｍの範囲内にある家庭及び事業場を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質検査を直ちに実施します。

（３）地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、水質検査結果が判明するまでの間、井戸水の飲用自粛を呼びかけます。